

令 2 香南市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和 2 年 1 月 9 日

香南市監査委員 岩本 淳  
同 有岡 正博  
同 宮崎 晃行

令和元年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象事項

平成 30 年度決算のうち、下記の中から監査委員が選定したもの

(1) 契約・財産収入関係

【歳入】

財産収入（財産貸付収入、不動産売払収入、物品売払収入）

【歳出】

委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費(100 万円以上)、補償補填及び賠償金

(2) 指定管理者関係

本市の施設の指定管理者になっている団体

## 2 監査の対象課

### (1) 契約・財産収入関係

学校教育課・こども課・生涯学習課・商工水産課・建設課・農林課・健康対策課・  
高齢者介護課・税務収納課・環境対策課・上下水道課・防災対策課・総務課・  
福祉事務所・住宅管財課・消防本部

### (2) 指定管理者関係

商工水産課

平成30年度 指定管理委託料（株式会社ヤ・シィ）

香南市地場産業活性化交流プラザ、香南市地域情報センター、ヤ・シィ広場

## 3 監査の期間

令和元年10月3日から16日まで

## 4 監査の実施方法

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施し、以下の項目について重点的に調査を行った。

### (1) 契約・財産収入関係

ア 契約事務について、方法や手続は適正かつ公平に行われているか。

イ 財産の取得及び処分の手続について、相手、時期、価格、登記は適時かつ適正に行われているか。

### (2) 指定管理者関係

ア 公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について、法令等に基づき適正に行われているか。領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か。

イ 条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか。

## 第2 監査の結果

### 1 契約・財産収入関係

今回の監査は、契約・財産収入関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から説明等を聴取し監査を行った。

概ね規定どおり執行されていると認めるが、一部の課においては、関係書類について整理状況の不備・不良等が見受けられた。また、次のとおり留意、改善すべき事項が認められたので、これらを踏まえ根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

## (1) 公文書管理について（総括 総務課）

公文書の整理及び保存については、香南市文書管理保存規程及び文書事務規程において定められている。情報公開の観点からも根拠法令に基づく事務処理が極めて重要であることから、次の点について留意されたい。

### ア 保存年限について

文書管理保存規程第2条第2項第2号イの規定により、契約に関するものは「10年保存」とされている。保存年限については、平成28年度及び29年度の定期監査においても指摘し、総務課より周知されているにもかかわらず、3年保存・5年保存となっているものが、未だ散見された。

瑕疵担保の条項に「請求を行うことのできる期間は10年」と規定されている契約書については、保存期間が5年では、文書が廃棄された後に請求事案が発生（10年以内）した場合、請求の根拠となる瑕疵担保条項を証明することが困難または不可能となることから、契約内容と保存年限の整合性を図られ、情報公開制度も踏まえ、適正な事務処理に努められたい。

### イ 公印の要否等について

文書事務規程第12条で、公印等の押印について、「文書を発送しようとするときは、公印及び契印を押印するものとする。ただし、簡易な文書は、これを省略することができる。」とされている。

今回、公印の押印が不要の文書が、回議書では公印要となっているものが散見された。公印の押印の有無は、公文書の重要な要素であるので、回議書において、慎重に審査すべきである。

また、文書を発送しているが、回議書に宛先・発信者の記載が無いものも一部で見受けられた。文書管理の点から何処へ発送したかは、回議書でも確認できるようにすべきである。

今後は、回議書の作成における適正な事務処理に努められたい。

## (2) 契約内容について

契約は、当事者の意思の合致によって成立するものであることから、契約内容の齟齬が生じることを防ぐためには、当初の契約時における契約内容の十分な精査による適正な契約書の作成が必要である。

また、契約の履行確認については、自治法第234条の2第1項において、「政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（中略）をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と規定されている。

契約内容が適正に履行されたかどうか確認することは、非常に重要であり、それまでの

契約方法等がいかに適正であっても、履行が不十分であれば結果として目的が果たせないことになると考える。

今回の監査においては、契約書の作成及びに履行確認等の点について留意、改善すべき事項が認められた。

自治体職員としての法令遵守は言うまでもなく、契約事務の公平・公正・透明性の確保を図り、説明責任が果たせるよう適正な職務の遂行に努められたい。

#### ア 幼稚園使用料及び借地料（こども課）

上記業務の契約については、土地の所有者が相続により変更されたことに伴うものである。契約書に記載された対象用地において、相続の確認のため取得した登記後の登記事項要約書に請求抜かりの土地が一筆あった。

当該賃貸借契約においては、対象用地全筆の登記簿上の所有者の確認が必要であり、登記されたことの確認が不十分であるにもかかわらず、契約及び支払いを行っており、不適切な事務処理となっている。

今後は、契約における必要な書類徴取についての遺漏がないように留意し、契約内容の確認を確実にを行い、適切な事務処理に努められたい。

#### イ 食生活改善委託業務（健康対策課）

上記業務において、食生活改善推進協議会から業務完了通知書が提出されておらず、履行の確認は行っているが、検査調書が作成されていない不適切な事務処理となっている。

香南市財務規則第 116 条第 2 項において、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認について検査が義務付けられており、業務が完了したときは、契約内容との確認を確実に行わなければならない。

また、同条第 4 項及び第 5 項で、完了の通知の受理、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならないと規定されている。

今後は、業務完了後の完了検査時には、当該事業の目的や性質に応じた履行確認を確実にを行い、適切な事務処理に努められたい。

#### ウ 固定資産税課税資料異動更新業務（税務収納課）

上記業務において、見積有効期限が過ぎた見積書の金額で、契約を締結していた。

契約を結ぶ際に、契約内容の根拠として徴取した見積書の有効期限が過ぎており、契約時における契約内容の十分な精査ができていないと言えない不適切な事務処理となっている。

見積書に有効期限が記載されているのは、価格変動や取引条件の変動に備えるためである。

契約時においては、見積書の内容を検討の上、適当であると判断し、契約を行うべきであるが、有効期限の過ぎた見積書では判断できないと考える。

今後は、内容精査と判断を行うことができる根拠資料を徴取し、適正な事務処理に努められたい。

### (3) 契約書に貼付されるべき印紙税額について

契約書への印紙の貼付の要否については、契約内容と印紙税法の規定に基づき判断することとなる。

今回の監査において、印紙税が不足する事案が認められたので、適正な事務の執行に努められたい。

請負に関する契約書のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約の印紙税額については、印紙税額一覧表の文書の種類における第2号文書に該当し、契約金額に応じた額としての印紙が必要であるが、変更契約に伴う契約書に貼付されている印紙の額が、本来貼付すべき金額と異なり、不足であった。

印紙税が課される文書について貼付していない場合、納付しなかった印紙税額の3倍（自主的に申し出たときは、1.1倍）の過怠税が課されることとなっている。

正当な印紙が貼られていない場合、市が容認したとも受け取れるため、契約所管課は貼付の要否、額面の誤りがない適正な契約書となっているか確認されたい。

(建設課) 岸本橋外2橋 橋梁修繕工事

(こども課) 総合子育て支援センター敷地造成工事

## 2 指定管理者関係

- (1) 対象指定管理者 株式会社ヤ・シィ
- (2) 担当課 商工水産課
- (3) 委託業務名 香南市地場産業活性化交流プラザ、香南市地域情報センター及びヤ・シィ広場の指定管理委託料
- (4) 指定管理料 1,500,000 円
- (5) 指定管理の業務範囲 香南市地場産業活性化交流プラザの設置及び管理に関する条例第 18 条、香南市地域情報センターの設置及び管理に関する条例第 4 条及びヤ・シィ広場の設置及び管理に関する条例第 17 条に規定する業務。
- 行為の許可等、利用の許可等、利用料金の收受・減免・還付に関すること、指定管理者が行う監督処分に関すること、道の駅やすの施設及び設備の維持管理に関する業務。

### (6) 意見

指定管理者である株式会社ヤ・シィ（以下「ヤ・シィ」という）に対し、香南市地場産業活性化交流プラザ、香南市地域情報センター及びヤ・シィ広場の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿について検査・確認するとともに担当者から説明を聴取し、条例及び協定書に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。

また、担当課に対しては、指定管理者への指導監査が適切になされているかについて監査を実施した。

ヤ・シィにおける出納及びその他関連事務並びに指定管理担当課の指導状況について監査した結果、概ね規定どおり執行されていると認められた。